

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
中野区は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
中野区長

公表日
令和8年7月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に基づき、社会保険制度の一分野である医療保険たる国民健康保険の保険者として、制度の円滑な運営を行うことにより被保険者である区民の福祉増進を図る。その事務の実施にあたり、次の業務において、特定個人情報を取り扱う。 ◆資格賦課関連業務 国民健康保険の加入及び喪失の届出に基づき審査を行い被保険者の資格を適正に管理する。 被保険者の状況(年齢・所得・保険料収納等)に応じた資格確認書等の交付、有効期限の管理を行う。 被保険者の属する世帯の所得や加入人数に応じて算出した保険料額に基づく賦課通知及び減免を行う。 加入者数の増減・所得更正等に基づき保険料の再算定・賦課変更通知を行う。 保険料納入方法(普通徴収、特別徴収)の決定、管理を行う。 ◆保険料収納関連業務 保険料納入通知書の発行・送付を行う。 保険料収納状況の受け入れ及び管理を行う。 納付義務者等の口座情報の登録管理、金融機関への口座振替依頼及び結果受け入れを行う。 過誤納金の還付充当処理を行う。 保険料の徴収猶予を行う。 ◆保険給付関連業務 療養費等の保険給付の支払い及び管理を行う。 被保険者の状況に応じ標準負担額減額認定証等証明書の発行及び管理を行う。 保険料滞納者に対する給付一時差し止めを行う。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	住民情報システム(NCAS)(国民健康保険・国民健康保険料)、住民情報システム(NCAS)(国民健康保険・収納消込、税科共通)、住民情報システム(NCAS)(国民健康保険給付)、国保滞納整理支援システム、レセプト情報管理システム、国保実績報告書作成システム(コクホ・ラインシステム)、住民情報連携基盤システム、中間サーバー、住民記録システム、税務システム(課税)、住民基本台帳ネットワークシステム、国保総合システムおよび国保情報集約システム、宛名システム、医療保険者等向け中間サーバー、サービス検索・電子申請機能等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表項番44、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 項番2、3、6、13、16、19、20-2、27、38、42、48、55-2、55-3、56、65、69、81、83、87、95-2、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173、173-2 (情報照会の根拠) 項番69、70、71、160 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部 保険医療課
②所属長の役職名	保険医療課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	区民部 保険医療課 〒164-8501 中野区中野四丁目11番19号 03(3389)1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	区民部 保険医療課 〒164-8501 中野区中野四丁目11番19号 03(3389)1111
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意項目等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）により照会を行い、5情報が一致しない場合は取得せず、本人への確認を行うこと。 ・複数人での確認や係長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。

9. 監査	
-------	--

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[○] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③ システムの名称	国民健康保険システム(資格賦課)(NADIOS)、国民健康保険システム(収納)(NADIOS)、国民健康保険システム(給付)(NADIOS)、滞納整理支援システム、コンビニ収納情報受信システム、給付係数管理システム、レセプト情報管理システム、国保実績報告書作成システム(コクホラインシステム)、オンラインバックアップシステム、住民情報連携基盤システム、中間サーバー、住民記録システム(NADIOS)、税務システム(課税)(NADIOS)、住民基本台帳ネットワークシステム	国民健康保険システム(資格賦課)(NADIOS)、国民健康保険システム(収納)(NADIOS)、国民健康保険システム(給付)(NADIOS)、滞納整理支援システム、コンビニ収納情報受信システム、給付係数管理システム、レセプト情報管理システム、国保実績報告書作成システム(コクホラインシステム)、オンラインバックアップシステム、住民情報連携基盤システム、中間サーバー、住民記録システム(NADIOS)、税務システム(課税)(NADIOS)、住民基本台帳ネットワークシステム、東京共同電子申請・届出サービス	事前	
平成29年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③ システムの名称	国民健康保険システム(資格賦課)(NADIOS)、国民健康保険システム(収納)(NADIOS)、国民健康保険システム(給付)(NADIOS)、滞納整理支援システム、コンビニ収納情報受信システム、給付係数管理システム、レセプト情報管理システム、国保実績報告書作成システム(コクホラインシステム)、オンラインバックアップシステム、住民情報連携基盤システム、中間サーバー、住民記録システム(NADIOS)、税務システム(課税)(NADIOS)、住民基本台帳ネットワークシステム、東京共同電子申請・届出サービス	国民健康保険システム(資格賦課)(NADIOS)、国民健康保険システム(収納)(NADIOS)、国民健康保険システム(給付)(NADIOS)、滞納整理支援システム、コンビニ収納情報受信システム、給付係数管理システム、レセプト情報管理システム、国保実績報告書作成システム(コクホラインシステム)、オンラインバックアップシステム、住民情報連携基盤システム、中間サーバー、住民記録システム(NADIOS)、税務システム(課税)(NADIOS)、住民基本台帳ネットワークシステム、東京共同電子申請・届出サービス、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事前	
平成29年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	天野 秀幸	渡邊 健治	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③ システムの名称	国民健康保険システム(資格賦課)(NADIOS)、国民健康保険システム(収納)(NADIOS)、国民健康保険システム(給付)(NADIOS)、滞納整理支援システム、コンビニ収納情報受信システム、給付係数管理システム、レセプト情報管理システム、国保実績報告書作成システム(コクホラインシステム)、オンラインバックアップシステム、住民情報連携基盤システム、中間サーバー、住民記録システム(NADIOS)、税務システム(課税)(NADIOS)、住民基本台帳ネットワークシステム、東京共同電子申請・届出サービス、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	国民健康保険システム(資格賦課)、国民健康保険システム(収納)、国民健康保険システム(給付)、滞納整理支援システム、コンビニ収納情報受信システム、給付係数管理システム、レセプト情報管理システム、国保実績報告書作成システム(コクホラインシステム)、オンラインバックアップシステム、住民情報連携基盤システム、中間サーバー、住民記録システム、税務システム(課税)、住民基本台帳ネットワークシステム、東京共同電子申請・届出サービス、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事前	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	区民サービス管理部 保険医療分野	区民部 保険医療課	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	区民サービス管理部副参事(保険医療担当) 渡邊 健治	保険医療課長 渡邊 健治	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	区民サービス管理部 保険医療分野 〒164-8501 中野区中野四丁目8番1号 03(3389)1111	区民部 保険医療課 〒164-8501 中野区中野四丁目8番1号 03(3389)1111	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	区民サービス管理部 保険医療分野 〒164-8501 中野区中野四丁目8番1号 03(3389)1111	区民部 保険医療課 〒164-8501 中野区中野四丁目8番1号 03(3389)1111	事後	
令和2年5月19日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	-	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営(略) 機関別符号の取得並びに紐づけ情報の提供を行う。	事前	
令和2年5月19日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	国保総合システムおよび国保情報集約システム、宛名システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月19日	I 関連情報 3 個人番号の利用	—	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務 を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	事前	
令和2年5月19日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	—	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情 報連携のためではなくオンライン資格確認の準 備 として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	事前	
令和4年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事 務 ③ システムの名称	国民健康保険システム(資格賦課)、国民健康 保険システム(収納)、国民健康保険システム (給付)、滞納整理支援システム、コンビニ収納 情報受信システム、給付係数管理システム、レ セプト情報管理システム、国保実績報告書作成 システム(コクホラインシステム)、オンラインパッ クアップシステム、住民情報連携基盤システム、 中間サーバー、住民記録システム、税務シス テム(課税)、住民基本台帳ネットワークシス テム、東京共同電子申請・届出サービス、国保総合シ ステムおよび国保情報集約システム、宛名シス テム、医療保険者等向け中間サーバー等	住民情報システム(NCAS)(国民健康保険・国民 健康保険料)、住民情報システム(NCAS)(国民 健康保険・収納消込、税科共通)、住民情報シ ステム(NCAS)(国民健康保険給付)、国保滞納 整理支援システム、レセプト情報管理システム、 国保実績報告書作成システム(コクホラインシス テム)、住民情報連携基盤システム、中間サー バー、住民記録システム、税務システム(課 税)、住民基本台帳ネットワークシステム、国保 総合システムおよび国保情報集約システム、宛 名システム、医療保険者等向け中間サーバー 等	事前	システムの名称を統一したた め
令和4年7月1日	II.しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2015/4/1	2022/7/1	事前	
令和4年7月1日	II.しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2015/4/1	2022/7/1	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月1日	Ⅱ.しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2022/7/1	2023/7/1	事後	
令和5年7月1日	Ⅱ.しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2022/7/1	2023/7/1	事後	
令和6年3月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、③システムの名称	住民情報システム(NCAS)(国民健康保険・国民健康保険料)、住民情報システム(NCAS)(国民健康保険・収納消込、税科共通)、住民情報システム(NCAS)(国民健康保険給付)、国保滞納整理支援システム、レセプト情報管理システム、国保実績報告書作成システム(コクホラインシステム)、住民情報連携基盤システム、中間サーバー、住民記録システム、税務システム(課税)、住民基本台帳ネットワークシステム、国保総合システムおよび国保情報集約システム、宛名システム、医療保険者等向け中間サーバー等	住民情報システム(NCAS)(国民健康保険・国民健康保険料)、住民情報システム(NCAS)(国民健康保険・収納消込、税科共通)、住民情報システム(NCAS)(国民健康保険給付)、国保滞納整理支援システム、レセプト情報管理システム、国保実績報告書作成システム(コクホラインシステム)、住民情報連携基盤システム、中間サーバー、住民記録システム、税務システム(課税)、住民基本台帳ネットワークシステム、国保総合システムおよび国保情報集約システム、宛名システム、医療保険者等向け中間サーバー、マイナポータルびったりサービス(電子申請)等	事前	産前産後期間の国民健康保険料の軽減申請について、新たにマイナポータルびったりサービス(電子申請)での受付を開始するため
令和6年4月1日	Ⅱ.しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2023/7/1	2024/4/1	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ.しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2023/7/1	2024/4/1	事後	
令和6年5月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	区民部 保険医療課 〒164-8501 中野区中野四丁目8番1号 03(3389)1111	区民部 保険医療課 〒164-8501 中野区中野四丁目11番19号 03(3389)1111	事後	
令和6年5月7日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	区民部 保険医療課 〒164-8501 中野区中野四丁目8番1号 03(3389)1111	区民部 保険医療課 〒164-8501 中野区中野四丁目11番19号 03(3389)1111	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、②事務の概要	◆資格賦課関連業務 国民健康保険の加入及び喪失の届出に基づき審査を行い被保険者の資格を適正に管理する。 被保険者の状況(年齢・所得・保険料収納等)に応じた被保険者証等の交付、有効期限の管理を行う。 被保険者の属する世帯の所得や加入人数に応じて算出した保険料額に基づく賦課通知及び減免を行う。 加入者数の増減・所得更正等に基づき保険料の再算定・賦課変更通知を行う。 保険料納入方法(普通徴収、特別徴収)の決定、管理を行う。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	◆資格賦課関連業務 国民健康保険の加入及び喪失の届出に基づき審査を行い被保険者の資格を適正に管理する。 被保険者の状況(年齢・所得・保険料収納等)に応じた資格確認書等の交付、有効期限の管理を行う。 被保険者の属する世帯の所得や加入人数に応じて算出した保険料額に基づく賦課通知及び減免を行う。 加入者数の増減・所得更正等に基づき保険料の再算定・賦課変更通知を行う。 保険料納入方法(普通徴収、特別徴収)の決定、管理を行う。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、国民健康保険証が令和6年12月2日に廃止されるため、「被保険者証」を「資格確認書」に修正。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	I 関連情報 3 個人番号の利用	別表第1 項番30	別表 項番44	事前	令和6年12月2日より、「行政 手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等」 に関する法律」が改正されるた め。
令和7年1月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の1、2、3、 4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、4 3、44、45、46、58、62、80、87、88、93及 び109の項、行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律別 表第二の主務省令で定める事務及び情報を定 める命令 第1、2、3、4、5、19、20、25、2 6、33、43、44、46条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情 報連携のためではなくオンライン資格確認の準 備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 （情報提供の根拠） 項番1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、4 2、48、56、65、69、83、87、111、115、1 25、126、131、137、141、145、158 （情報照会の根拠） 項番69、70、71、160 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライ ン資格確認の準備として機関別符号を取得する 等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び 第2項	事前	令和6年12月2日より、「行政 手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等」 に関する法律」が改正されるた め。
令和7年1月22日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	－	[]適用した（適用していない。）	事前	評価書の様式変更による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 人的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	-	[十分である] 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意項目等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）により照会を行い、5情報が一致しない場合は取得せず、本人への確認を行うこと。 ・複数人での確認や係長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。	事前	評価書の様式変更による。
令和7年1月22日	IV リスク対策 11 もっとも優先度が高いと考えられる対策	-	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事前	評価書の様式変更による。
令和8年7月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	マイナポータルぴったりサービス（電子申請）	サービス検索・電子申請機能	事前	令和8年10月からの次期オンライン申請サービス開始に伴い名称等が変更となるため。
令和8年7月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （情報提供の根拠） 項番1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、126、131、137、141、145、158	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （情報提供の根拠） 項番2、3、6、13、16、19、20-2、27、38、42、48、55-2、55-3、56、65、69、81、83、87、95-2、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173、173-2	事後	令和8年6月14日より、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」が改正されたため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年7月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象者数／2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年7月1日	令和8年4月1日	事後	
令和8年7月22日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	4情報	5情報	事後	戸籍法の改正に伴い戸籍の 記載事項に氏名の振り仮名が 追加されたため。